令和元年度 福岡市保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱

第1章 総則

(通則)

第1条 保育所等における I C T 化推進等事業補助金の交付については、福岡市補助金交付 規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによ る。

(目的)

第2条 この補助金は、「令和元年度(平成30年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)及び保育所等における事故防止推進事業分)の国庫補助について」(令和元年6月20日厚生労働省発子0620第2号)に基づき、保育所等におけるICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保育所等における事故防止等の体制強化を図り、保育人材確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱で「令和元年度 福岡市保育所等におけるICT化推進等事業補助金」(以下「ICT化推進等事業補助金」という。)とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1)保育所等におけるICT化推進事業補助金(以下「ICT化推進事業補助金」という。)
 - (2) 保育所等における事故防止推進事業補助金(以下「事故防止推進事業補助金」という。)
- 2 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものであって、福岡市以外の者が設置したものとする。
- (1) 保育所

児童福祉法(昭和22年法律第164号(以下,「法」という。))第35条第4項の規定により設置された保育所

(2) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和 18 年 法律第 77 号) 第 2 条第 7 項に規定する施設

(3) 地域型保育事業所

子ども子育て支援法(令和23年法律第65号)第7条第5号に規定する地域型保育事業(第3章においては、法第6条の3第11号に規定する居宅訪問型保育事業を除く。) を行う事業所

(事業の範囲)

第4条 ICT化推進等事業補助金の交付は、全て予算の範囲内で行うものとする。

第2章 保育所等におけるICT化推進事業補助金

(補助対象事業)

- 第5条 ICT化推進事業補助金の対象となる事業は、保育所等を設置経営する法人その他の団体の代表者又は個人(以下、「保育所等設置者」という。)が、保育所等における業務のICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として、次の各号に掲げる全ての機能を有するシステム(以下「システム」という。)を導入する事業とする。
 - (1) 保育に関する計画・記録に関する機能
 - (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能
 - (3) 保護者との連絡に関する機能
- 2 システムの導入に当たっては、前項第1号から第3号に規定する機能に加え、保護者が 負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務 負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

(補助対象経費)

- 第6条 補助金の交付の対象となる経費は、保育所等設置者が補助対象事業を実施するために要する経費とする。ただし、本事業による費用について、他の事業により、その費用が 交付されている場合には、対象としない。
- 2 前項に規定する経費には、システムの導入のために必要となる次の各号に掲げる経費を 含むものとする。
- (1) システムの購入費
- (2) リース料
- (3) 工事費
- (4) 備品購入費
- 3 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の, クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は, 対象経費に該当しない。

(補助金の額)

- 第7条 ICT化推進事業補助金の額は、補助対象事業を実施するために要するシステム導入に要した実支出額と1,000千円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して低廉な額に4分の3を乗じた額とする。
- 2 前項の規定により算定した補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 ICT化推進事業補助金の交付を申請しようとする保育所等設置者は、市長が別途 通知する日までに、ICT化推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「ICT化交 付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により 当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。
- 2 ICT化交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) ICT化推進事業補助金実施計画書(様式第2号)
- (2) システムの導入に係る経費の見積書
- (3)システムに登載されている機能について詳細に確認できる資料

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、内容を確認し、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金額を決定し、ICT化推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「ICT化交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

- 第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、システムが保育所等に導入され、当該費用を保育所等が事業者に支払った日の属する月の翌月末日(支払った日の属する月が3月の場合は、3月末)までにICT化推進事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「ICT化実績報告書」という。)及び次項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。
- 2 ICT化実績報告書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。
- (1)システムに登載されている機能について詳細が確認できる資料
- (2) 対象経費を一括で支払った場合又は分割で支払った場合のいずれの場合でも、支払った費用として事業者が証明する額又は事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明 した額がわかる領収書あるいはクレジット契約証明書
- 3 前項第2号に規定する領収書(又はクレジット契約証明書)には、次の各号に掲げる事項が記載されていることとする。なお、領収書等に訂正がある場合、事業者の訂正印のないものは無効とする。
- (1) システム購入事業者の名称
- (2) 支払者名
- (3)領収額(又はクレジット契約額)
- (4) 領収額の内訳 (購入費, リース料, 工事費, 通信費, 消費税など)
- (5) 領収日(又はクレジット契約日)
- (6) 領収印

(補助金の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、ICT化推進事業補助金確定通知書(様式第5号)により、速やかに通知を行い、システム導入補助金を交付する。

(申請の変更)

第12条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、実施する事業内容等を変更する必要があるときには、ICT化推進事業補助金変更交付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、ICT化推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、通知を行う。

(申請の取り下げ)

第14条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、

- ICT化推進事業補助金交付取下書(様式第8号)により市長が定める期日までに申請の 取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、 なかったものとみなす。

第3章 事故防止推進事業補助金

(補助対象事業)

- 第15条 事故防止推進事業補助金の対象となる事業は、保育所等設置者が、重大事故が発生しやすい睡眠中の場面等での安全かつ安心な保育環境を確保するための備品を購入又はリースする事業とする。
- 2 本事業の対象となる備品は、睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器とする。
 - (例:午睡チェック、無呼吸アラームなど)
 - なお、機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定する。
- 3 本事業による備品の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、あくまでも「保育の質の確保」の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものであるものとする。

(補助対象経費)

- 第16条 事故防止推進事業補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために要する備品等の購入費、リース料及びその消費税とする。
- 2 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、対象経費に該当しない。

(補助金の額)

- 第17条 事故防止推進事業補助金の額は、補助対象事業を実施するために要する備品等の 導入に要した実支出額と500千円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して低廉な額に4分の3を乗じた額とする。
- 2 前項の規定により算定した補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第18条 事故防止推進事業補助金の交付を申請しようとする保育所等設置者は、市長が別途通知する日までの間に、事故防止推進事業補助金交付申請書(様式10号。以下「事故防止交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。
- 2 事故防止交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事故防止推進事業補助金実施計画書(様式11号)
- (2) 事故防止等のための備品の導入に係る経費の見積書

(補助金の交付決定及び通知)

第19条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、内容を確認し、 補助金の交付の可否及び交付すべき補助金額を決定し、事故防止推進事業補助金交付決定 通知書(様式第12号)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

- 第20条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、事故防止等のための備品が保育所等に導入され、当該費用を保育所等が事業者に支払った日の属する月の翌月末日(支払った日の属する月が3月の場合は、3月末)までに事故防止推進事業補助金実績報告書(様式第13号)(以下「事故防止実績報告書」という。)及び次項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。
- 2 事故防止実績報告書に添付すべき書類には、対象経費を一括で支払った場合又は分割で 支払った場合のいずれの場合でも、支払った費用として事業者が証明する額又は事業者に 対し振込を行ったことを金融機関が証明した額がわかる領収書あるいはクレジット契約証 明書を添付しなければならない。
- 3 前項の1号に規定する領収書(又はクレジット契約証明書)には、次の各号に掲げる事項が記載されていることとする。なお、領収書等に訂正がある場合、事業者の訂正印のないものは無効とする。
- (1) 備品購入事業者の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額(又はクレジット契約額)
- (4) 領収額の内訳 (購入費, リース料, 消費税など)
- (5) 領収日(又はクレジット契約日)
- (6) 領収印

(補助金の確定等)

第21条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、事故防止推進事業補助金確定通知書(様式第14号)により速やかに通知を行い、事故防止推進事業補助金を交付する。

(申請の変更)

第22条 第19条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、実施する事業内容等を変更するときには、事故防止推進事業補助金変更交付申請書(様式第15号)により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第23条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、事故防止推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第16号)により、通知を行う。

(申請の取り下げ)

第24条 第19条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、事故防止推進事業補助金交付取下書(様式17号)により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

第4章 その他

(補助金の決定取消し及び返還)

第25条 市長は、ICT化推進等事業補助金の決定を受けた者が、この要綱の規定に違反 した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に 交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

- 第26条 市長は、福岡市暴力団排除条例(令和22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の申請をした保育所等が次の各号のいずれかに該当するときは、 この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者がある場合
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、本事業の適用を受けた保育所等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助 金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った 施設長等に対し当該施設長等(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付した もの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

この要綱は、令和2年 月 日から施行し、令和元年4月1日から適用することとする。

(期間)

この要綱は、令和2年3月31日をもって廃止する。

なお,令和2年3月31日以前に交付決定を行った事業については,この要綱を適用する。 終期到来後の継続については,その必要性の検証を踏まえた上で,終期到来までに判断 するものとする。

ICT化推進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

印

ICT化推進事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の 上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

2 補助事業の執行に関する収支計画

2 開以	J事業の新月に関する収文 区 分	金額	説明
	福岡市補助金収入	一 用	<i>N</i> u 71
収入の部	自己資金	円	
	計	☆ 円	
支出	システム導入等に 要する費用	円	
支出の部	計	☆ 円	

(注) ☆印は、それぞれ符合します。

様式第1号-2

3 福岡市保育所等における I C T 化推進事業補助金交付要綱第26条(暴力団の排除)に基づく記載

(1) 申請者が個人の場合

下記に, 指定している項目について記入してください。

申請者氏名	性別		生年月	日	
(フリガナ)	男	明・大			
	•	昭•平	年	月	日
	女				

(2) 申請者が法人の場合

「役員名簿」(様式第9号)を提出してください。

ただし、法人が作成している「役員名簿」に、様式第9号に指定している項目がすべて含まれている場合は、本様式に代えることができます。

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

添付書類

- (1)システム導入事業補助金実施計画書(様式第2号)
- (2) システム導入に係る費用の見積書
- (3) システムに登載されている機能について確認できる資料
 - (例) システムのパンフレット等

ICT化推進事業補助金実施計画書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

印

①施設名						
②住所	(〒 - 福岡市	区	電話	()	
③システム導入に要する費用						円
④事業実施予定時期	令和	年	月頃			
(備考)						

ICT化推進事業補助金交付決定通知書

 指監第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

福岡市長

囙

先に申請のあったICT化推進事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 2 補助金交付予定時期 ______
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容,経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合,又は補助事業の遂行が困難となった場合においては,速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

ICT化推進事業補助金実績報告書

令和 年 月

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

钔

年 月 日付 指監第 号により補助金の交付決定を受けました事業が 完了しましたので、下記のとおり報告します。

①施設名							
②住所	福岡市	— 区)	≩ ∋∡	()	
③保育業務支援システム導入 に要した費用			Ħ	言 括	(円
④事業実施終了日	令和	年	月	日			
(備考)							

添付書類

- (1) 保育業務支援システム導入に登載されている機能について確認できる資料
- (2) 事業者が証明する額又は事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額が分かる領収書あるいはクレジット契約証明書
- ※個人,個人事業者,法人格のない団体については,本人(代表者)が自署した場合は押印を省略できます。

	I C'	T化推進事業補助金桶	崔定通知書			
			令和	年	指監第 月	号 日
	様					
		福岡市長				印
	こに交付決定したICT化 O額を下記のとおり確定し		いては、	実績報告	書に基っ	うき,補助
		記				
1	補助金確定額			_円		
2	補助条件福岡市補助金交付規則	の規定を遵守するこ	と。			

ICT化推進事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

あて先 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

印

年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました ICT化推進事業補助金について,変更交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付決定額

円

補助金の変更申請額

円

2 事業計画の変更理由

様式第6号-2

3 補助事業の執行に関する収支計画

区分	金	額	説明
	当初	円	
①福岡市補助金	変更後	円	
②システム等の導入に要する	当初	円	
費用	変更後	円	
備考			

添付書類

- (1) 導入するシステムの仕様が確認できる書類
- (2) システムの導入に係る見積書

T C T 化推進事業		次正迪知書			
			指監第		号
		令和	年	月	日
خدا					
様					
	福岡市	曼			印
先に申請のあった I C T 化推進事業補	前助金ついて,下詞	記のとおり変	(更交付	するこ	とに決定
したので通知します。					
	記				
1 補助決定金額			円		

- 2 補助金変更交付予定時期

3 補助条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった 場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期 間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (4) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

4 取下理由

ICT化推進事業補助金交付取下書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

印

年 月 日付 指監第 号の交付決定通知に係るICT化推進事業補助金については、下記の理由により交付の取下を申請します。

記

 1 補助事業名
 I C T化推進事業

 2 補助予定金額
 円

 3 交付決定通知書の受領年月日
 年 月 日

役員名簿

【法人名:

※該当する性別・元号を○で囲んでください。

	フリガナ			生年	月日	
役職名	氏 名	性別	元号	年	月	月
		男・女	明・大昭・平			
		男・女	明・大昭・平			
		男・女	明・大昭・平			
		男・女	明・大昭・平			
		男・女	明・大昭・平			

[※]役員全員を記載してください。

[※]この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

事故防止推進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

印

事故防止推進事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

-	
	_
H	

1	補助金の申請額]
		_

2 補助事業の執行に関する収支計画

	区分	金額	説明
	福岡市補助金収入	円	
収入の部	自己資金	円	
	計	☆ 円	
支出の部	事故防止のための備品 の導入に要した費用	円	
部	計	☆ 円	

(注) ☆印は、それぞれ符合します。

様式第10号-2

3 福岡市保育所等における I C T 化推進等事業補助金交付要綱第26条(暴力団の排除)に基づ く記載

(1) 申請者が個人の場合

下記に, 指定している項目について記入してください。

申請者氏名	性別	生年月日			
(フリガナ)	男	明・大			
	•	昭・平	年	月	日
	女				

(2) 申請者が法人の場合

「役員名簿」(様式第9号)を提出してください。

ただし、法人が作成している「役員名簿」に、様式第9号に指定している項目がすべて含まれている場合は、本様式に代えることができます。

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

添付書類

- (1) 事故防止推進事業実施計画書(様式第11号)
- (2) 事故防止のための備品の導入に係る費用の見積書

事故防止推進事業補助金実施計画書

A T	_		-
令和	年	月	日

印

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

①施設名						
②住所	福岡市	_ 区	電話	()	
③事故防止のための備 品の導入に要した費用				,	·	円
④事業実施予定時期	令和	年	月頃			
(備考)						

事故防止推進事業補助金交付決定通知書

指		号	
令和	年	月	日

様

福岡市長印

先に申請のあった事故防止推進事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知 します。

記

- 2 補助金交付予定時期 _______
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容,経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

事故防止推進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

印

年 月 日付 指監第 号により補助金の交付決定を受けました事業が 完了しましたので、下記のとおり報告します。

①施設名							
②住所	(〒 福岡市	_ 区)	電話	()	
③事故防止のための備品の 導入に要した費用							円
④備品を活用する場面							
⑤事業実施終了日			令和	年		月	日
(備考)							

添付書類

- (1) 事業者が証明する額又は事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額が分かる 領収書あるいはクレジット契約証明書
- ※個人,個人事業者,法人格のない団体については,本人(代表者)が自署した場合は押印を省略できます。

事故防止推進事業補助金交付確定通知書

	争以	70.工作进争耒州以]金文竹作/	上进和音			
				令和	年	指監第 月	号口
				TJ TH	+	Л	日
	様						
			뉴 I I - F				ĽП
		,	福岡市長				印
	生になけか会しを重ねけ	小州海南州村田	今について	は、安体	却什	また甘べも	法出入
(先に交付決定した事故院 の額を下記のとおり確定し			は、夫領	報 古	「昔に盛づさ,	州 切金
		記					
		дL					
1	補助金確定額			円			
1	州功並唯足領						
2	補助条件						
۵		の担合を進ウ上	ブ ≻ 1.				
	福岡市補助金交付規則	火枕止と過寸す・	るしと。				

事故防止推進事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

あて先 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

印

年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました事故防 止推進事業補助金について、変更交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付決定額

円

補助金の変更申請額

円

2 事業計画の変更理由

様式第15号-2

3 補助事業の執行に関する収支計画

区分	金	額	説 明
①福岡市補助金	当初	円	
	変更後	円	
②事故防止のための備品の 導入に要した費用	当初	円	
	変更後	円	
備考			

添付書類

事故防止の備品の導入に係る見積書

事故防止推進事業補助金変更交付決定通知書

	, 5.00 , 1					
			令和	指監第年	月	号 日
	様					
		福岡市長	-			印
	申請のあった事故防止推進事業補助金つ 知します。	いて,下記のと	: おり変更2	を付する	ことに	決定した
		記				
1	補助決定金額		F	<u>9</u>		
2	補助金変更交付予定時期			_		
(:	補助条件 1) 補助事業を中止し、又は廃止する場 2) 補助事業が予定の期間内に完了しな場合においては、速やかに市長に報 3) この交付決定に対して不服がある	い場合, 又は補 告してその指示	前助事業のi で受ける。	遂行が困	難とな	こった

(4) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。

事故防止推進事業補助金交付取下書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 申請者の団体名及び代表者の氏名 (又は氏名)

印

年 月 日付 指監第 号の交付決定通知に係る事故防止推 進事業補助金については、下記の理由により交付の取下を申請します。

記

- 1 補助事業名 事故防止推進事業補助金事業
- 2 補助予定金額

_____F

3 交付決定通知書の受領年月日

年 月 日

4 取下理由